

第一編 法令・通知編

第一章 基本法令

第六節 浄化槽

1 法令

- 浄化槽法
（昭和五八年五月一八日法律四三三）……………七二
- 浄化槽法施行令
（平成一三年九月一九日政令三一〇号）……………一一七
- 浄化槽法施行令第三条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が定める額及び国土交通大臣が定める基準
（平成一三年九月二七日国土交通省告示一四六九号）……………一二一
- 環境省関係浄化槽法施行規則
（昭和五九年三月三〇日厚生省令一七号）……………一三五
- 浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令
（昭和六〇年九月二七日厚生・建設省令一号）……………二二一

- 浄化槽法附則第十条第一項の型式の認定に関する省令
（昭和五八年一月二四日建設省令一七号）……………二四七
- 浄化槽の型式の認定に関する省令
（昭和六〇年九月二七日建設省令一一号）……………二五一
- 浄化槽工事業に係る登録等に関する省令
（昭和六〇年五月二七日建設省令六号）……………二八三
- 浄化槽設備士に関する省令
（昭和五九年十二月二八日建設省令一七号）……………三六九
- し尿処理施設に係る汚泥の再生方法
（平成四年七月三日厚生省告示一九三三）……………四一七
- 浄化槽設備士試験の実施に関する事務を代行する者
（昭和六〇年三月一日建設省告示二二四号）……………四一八
- 浄化槽法附則第八条に基づく厚生大臣の定める者及び厚生大臣が指定する浄化槽の保守点検に関する講習会の指定
（昭和五九年八月二二日厚生省告示一三九号）……………四一九
- 厚生省関係浄化槽法施行規則附則第四条第二項に基づく講習会を指定
（昭和六一年一〇月四日厚生省告示一八五号）……………四二〇
- 浄化槽設備士を対象とする講習の指定に関する規程
（平成元年一〇月三〇日厚生・建設省告示一号）……………四五三
- 浄化槽設備士を対象とする講習を指定
（平成元年一月一三日厚生・建設省告示二号）……………四五六

○浄化槽管理士を対象とする講習の指定に関する規程

(平成元年一〇月三〇日厚生省告示一九一號)……………四五七

○浄化槽管理士を対象とする講習を指定

(平成元年一二月一三日厚生省告示二〇三號)……………四六〇

2 通知

(1) 施行等

・浄化槽法の施行について

(昭和六〇年九月二七日厚生省生衛五一七號)……………七〇一
(厚生省事務次官依命通知)

・浄化槽法の施行について

(昭和六〇年九月二七日衛環一三三七號)……………七〇四
(厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知)

・浄化槽法の運用に伴う留意事項について

(昭和六一年一月一三日衛環三號)……………七三七
(厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知)

・厚生省関係浄化槽法施行規則の一部改正について

(昭和六三年四月二〇日衛浄二九號)……………七四三
(厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知)

・厚生省関係浄化槽法施行規則の一部改正について

(平成八年三月二九日衛浄二二一號)……………七四五
(厚生省生活衛生局水道環境部長通知)

・厚生省関係浄化槽法施行規則の一部改正について

(平成八年三月二九日衛浄二二二號)……………七四六
(厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知)

・厚生省関係浄化槽法施行規則の一部改正について

(平成八年三月二九日衛浄二二二號)……………七四六
(厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知)

・厚生省関係浄化槽法施行規則の一部改正について

(平成八年三月二九日衛浄二二二號)……………七四六
(厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知)

(2) 疑義照会・回答

- ・し尿浄化槽清掃業の許可について
〔昭和五四年八月一日環整八七号
厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通
知〕……………八五一
- ・浄化槽法運用上の疑義について
〔昭和六一年一月二日衛環二一三号
厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長回
答〕……………八五四
- ・浄化槽清掃業の許可について
〔昭和六二年五月一三日衛環七八号
厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通
知〕……………八五五
- (3) 浄化槽設置関係
- ・合併処理浄化槽設置整備事業の実施につい
て
〔昭和六二年六月一七日衛浄四号
厚生省生活衛生局水道環境部長通知〕……………九五二
- ・*合併処理浄化槽設置整備事業実施要綱
……………九五二
- ・合併処理浄化槽設置整備事業実施要綱の取
扱いについて
〔平成六年一月二〇日衛浄六六号
厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化
槽対策室長通知〕……………一〇一〇
- ・合併処理浄化槽設置整備事業実施要綱の一
部改正に伴う留意事項について
〔平成三年六月一日衛浄二九号
厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化
槽対策室長通知〕……………一〇一一

・合併処理浄化槽設置整備事業の推進につ
いて

- 〔昭和六三年九月一二日衛浄五六号
厚生省生活衛生局水道環境部長通知〕……………一〇四三

・合併処理浄化槽設置整備事業の推進体制の
強化について

- 〔平成元年二月八日衛浄八号
厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化
槽対策室長通知〕……………一〇四六

・合併処理浄化槽設置整備事業及び特定地域
生活排水処理事業に係る国庫補助事業の適
正執行について

- 〔平成九年六月三〇日衛浄二四号
厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化
槽対策室長通知〕……………一〇五五

・合併処理浄化槽設置整備事業と下水道事業
との調整について

- 〔平成三年六月一二日衛浄三二号
厚生省生活衛生局水道環境部長通知〕……………一〇八五

・合併処理浄化槽設置整備事業と下水道事業
との調整について

- 〔平成三年六月一二日衛浄三三号
厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化
槽対策室長通知〕……………一〇八六

・合併処理浄化槽整備事業の効率的な実施に
ついて

- 〔平成七年一〇月一八日衛浄五五号
厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化
槽対策室長通知〕……………一〇八七

・汚水処理施設の整備に関する構想策定の基本方針について

平成七年二月一九日衛環二七八号・七一〇号
○建設省都下企六六号・建設省都下公三四号
厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長・農林水産省構造改善局計画部事業計画課長・建設省都市局下水道部下水道企画課長・公共下水道課長通知

……………一〇八七の二

・汚水処理施設の整備に関する構想策定の基本方針について

平成七年二月一九日衛環二七九号
厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知

……………一〇八七の三

・汚水処理施設連携整備事業の推進について

平成八年二月二五日衛環三六一号・八一四号
建設省都下公発四一四号
厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長・農林水産省構造改善局建設部整備課長・建設省都市局下水道部公共下水道課長通知

……………一〇八七の四

・特定地域生活排水処理事業の実施について

平成六年一〇月二〇日衛浄六七号
厚生省生活衛生局水道環境部長通知

……………一〇八九

・特定地域生活排水処理事業実施要綱の取扱について

平成八年五月一〇日衛浄三〇号
厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知

……………一〇九一

・合併処理浄化槽により処理可能な雑排水の取扱いについて

平成二年三月三一日衛浄二〇号
厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知

……………一〇九一の三

・浄化槽法第七条及び第十一条に基づく浄化槽の水質に関する検査の項目、方法その他必要な事項について

平成七年六月二〇日衛浄三三三号
厚生省生活衛生局水道環境部長通知

……………一〇九三

・浄化槽法第七条及び第十一条に基づく浄化槽の水質に関する検査の検査内容及び方法、検査票、検査結果の判定等について

平成七年六月二〇日衛浄三四号
厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知

……………一〇九七

・浄化槽法第七条及び第十一条に基づく浄化槽の水質に関する検査の効率的な推進等について

平成七年六月二〇日衛浄三五号
厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知

……………一一〇七

・浄化槽法定検査判定ガイドラインについて

平成八年三月二五日衛浄一七号
厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知

……………一一〇九

・単独処理浄化槽対策の推進について

平成七年九月二九日衛浄五二号
厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知

……………一一一〇

・単独処理浄化槽の新設廃止対策の推進について

平成九年六月三〇日衛浄二三三号
厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知

……………一一一三

・単独処理浄化槽の新設廃止の推進について

(平成一〇年六月五日厚生省発衛浄一四号) 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課 浄化槽対策室長通知

一一一五

・浄化槽法の一部を改正する法律について

(平成一二年六月二日生衛発九五八号) 厚生省生活衛生局長通知

一一一七

・浄化槽法の改正に伴う当面の留意事項について

(平成一二年六月二日衛浄三二二号) 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課 浄化槽対策室長通知

一一一九

・浄化槽の設置届出等について

(平成八年二月二十九日衛浄九号) 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知

一一二〇

・地域し尿処理施設及び浄化槽の維持管理の徹底について

(昭和六二年一月二日一八日衛環一九四号・衛浄三〇号) 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長・浄化槽対策室長通知

一一二〇

・いわゆる「放流同意問題」について

(昭和六三年一〇月二七日衛浄六四号) 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知

一一二二

(4) 保守点検・清掃関係

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の二第三項第十五号に掲げる衛生用品等の試験等について

(昭和五五年四月一七日環整五七号) 厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知

第一巻第一節参照

・浄化槽法第四十八条に係る浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度の準則について

(昭和五九年一月二二日衛環一五五号) 厚生省生活衛生局水道環境部長通知

一一三〇

・*浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例準則

一一三〇

・し尿のみを処理する浄化槽に処理装置を付加し合併処理を行う浄化槽に係る保守点検及び清掃について

(平成元年七月四日衛浄三六号) 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知

一一三〇七

(5) 浄化槽相談員関係

・浄化槽相談員制度について

(昭和六三年一月六日衛浄一号) 厚生省生活衛生局水道環境部長通知

一一四〇一

・*浄化槽相談員制度要綱

一一四〇一

・浄化槽相談員の育成について

(昭和六三年一月六日衛浄二号) 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知

一一四〇三

・*浄化槽相談員育成講習会実施要領

一一四〇三

(6) 浄化槽設備士・浄化槽管理士関係

・浄化槽清掃技術者認定講習会の認定について

(昭和六一年二月二五日衛環三三三号) 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知

一一四五一

- ・浄化槽検査員認定講習会の認定について
〔昭和六一年五月二八日衛環一一〇号〕
厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知……………一四五二

- ・浄化槽検査員指定講習会の指定について
〔昭和六一年九月二五日衛環一六九号〕
厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知……………一四五四

- ・浄化槽技術管理者認定講習会の認定について
〔昭和六二年一月二六日衛環五号〕
厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知……………一四五五

- ・浄化槽設備士及び浄化槽管理士を対象とする特別講習制度について
〔平成元年一月一三日衛浄五八号〕
厚生省生活衛生局水道環境部部長通知……………一四五七
- (7) その他

- ・浄化槽に係る水質規制の適用範囲の拡大について
〔平成二年一〇月九日衛浄四二号〕
厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知……………一五五一

- ・浄化槽汚泥等の適正処理の充実・強化等について
〔平成六年一二月二七日衛環三三二号〕
厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知……………一五五七

第七節 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化

1 法令

- 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法
〔昭和五〇年五月二三日法律三二号〕……………一八〇一

- 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行令
〔昭和五〇年五月二三日政令一六一号〕……………一八〇三の五

- 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則
〔昭和五〇年一月二〇日厚生省令三七号〕……………一八〇五

2 通知

- ・下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の施行について
〔昭和五〇年一月二一日厚生省環六七六号〕
厚生事務次官依命通知……………一九〇一

- ・下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の施行について
〔昭和五〇年一月二一日環整九五号〕
厚生省環境衛生局水道環境部部長通知……………一九〇三

- ・下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の一部改正について
〔昭和六一年一月一三日衛環二号〕
厚生省生活衛生局水道環境部部長通知……………一九〇六

・地域循環型生活排水処理モデル事業の実施
について……………一九〇八

平成五年六月一日衛浄二二二号
厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化
槽対策室長通知……………一九〇八

第八節 広域臨海環境整備センター

1 法令

○広域臨海環境整備センター法
(昭和五十六年六月一日法律七六号)……………二二〇一

○広域臨海環境整備センター法施行令
(昭和五十六年一月三〇日政令三三〇号)……………二二三三

○広域臨海環境整備センター法施行規則
(昭和五十六年二月五日厚生・運輸省令二号)……………二二五一

2 通知

・広域臨海環境整備センターの業務に係る基本計画の作成要領について

昭和六〇年三月二五日衛地五号・港環三四号
厚生省生活衛生局水道環境部地域計画室長・
運輸省港湾局廃棄物対策室長通知……………二三〇一

・環境衛生施設整備事業に係る工事請負契約
関係業務の適正化について

昭和五十七年五月一七日環水一一四号・環整八
〇号
厚生省環境衛生局水道環境部水道整備課長・
環境整備課長通知……………二三〇三

・コミュニティ・プラント構造指針の改訂について

(平成二年一月二二日衛環二二六号)……………二三三七
(厚生省生活衛生局水道環境部部長通知)

*コミュニティ・プラント構造指針……………二三三七

・近畿圏における産業廃棄物の広域処理の適正な推進について

(昭和五九年五月七日環地計一一号)……………二四〇五
(厚生省環境衛生局水道環境部地域計画室長通知)

・近畿圏における廃棄物の広域処理の適正な推進について

(昭和六一年一月三一日衛地三号)……………二四〇六
(厚生省生活衛生局水道環境部計画課長通知)

・廃棄物処理計画等における広域処理事業の取扱いについて

(昭和六一年一〇月二九日衛地一一号)……………二四〇八
(厚生省生活衛生局水道環境部計画課地域計画室長通知)

*「広域廃棄物処理事業に係る一般廃棄物(ごみ)処理方針」作成要領……………二四〇九

・東京湾フェニックス計画に係る基本構想について

(昭和六二年四月二八日衛地五号・港環五五号)……………二四四三
(厚生省生活衛生局長・運輸省港湾局長通知)

*東京湾フェニックス計画……………二四四三

・厚生省所管事業に係る環境影響評価の実施について

(昭和六〇年一月二二日厚生省生衛六五七号)……………二四八七
(厚生事務次官依命通知)

*環境影響評価の実施について……………二四九五

*環境影響評価実施要綱に基づく対象事業について……………二五一一

*廃棄物の最終処分場に係る環境影響評価技術指針……………二五一一

・厚生省所管事業に係る環境影響評価実施要綱について

(昭和六一年五月一日衛計六一号)……………二五二八
(厚生省生活衛生局水道環境部部長通知)

第九節 補助金等

1 法令

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

(昭和三〇年八月二七日法律一七九号)……………四〇〇一

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令

(昭和三〇年九月二六日政令二五五号)……………四〇三二

○行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律

(昭和五六年二月四日法律九三号)……………四一三七

2 通知

(1) 施設整備対策関係

・廃棄物処理施設整備費の国庫補助について

(昭和五三年五月三十一日厚生省環三八二号)……………四三五一
(厚生事務次官通知)

*廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱……………四三五一

・廃棄物処理施設整備費国庫補助金に係る留意事項について

(昭和五二年六月三〇日)……………四四四五
(厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知)

・廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱の取扱いについて

(昭和五四年二月一四日環整一二二号)……………四五〇一
(厚生省環境衛生局水道環境部長通知)

*廃棄物処理施設整備費国庫補助金取扱要領……………四五〇一

・廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱の取扱いについて

(平成一〇年四月八日衛環三三三号)……………四五一五
(厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知)

・廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱の改正について

(平成五年六月一八日衛環一八二号)……………四五一七
(厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知)

・廃棄物処理施設整備費国庫補助金の額の確定及びその通知に関する取扱いについて

(昭和五三年一月二七日環整一四一四号)……………四五四三
(厚生省環境衛生局水道環境部長通知)

・廃棄物処理施設整備費国庫補助事業に係る施設の構造に関する基準について

(昭和五四年九月一日環整一〇七号)……………四五五〇
(厚生省環境衛生局水道環境部長通知)

<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る施設の構造に関する基準について 〔昭和五四年九月一日環整一〇八号 厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知〕……………四五八三 ＊指針外施設取扱要領……………四五八六 ・廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る施設の構造指針の改正に伴う留意事項について 〔昭和五四年九月一日環整一〇九号 厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知〕……………四五八八 ・指針外技術による一般廃棄物処理施設の設置に係る協議に添付する資料について 〔昭和五三年一月二六日環整九号 厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知〕……………四五八九 ・廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る施設の構造に関する基準について 〔昭和五六年一月一七号環整一五一号 （厚生省環境衛生局水道環境部長通知）……………四五九三 ・廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る施設の構造に関する基準について 〔昭和五六年一月一七号環整一五二号 厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知〕……………四五九四 ・一般廃棄物処理施設建設工事に係る発注仕様書の標準様式等について 〔昭和五二年七月六日環整五七号 厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知〕……………四五九五
--

<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設建設工事に係る発注仕様書の標準様式等について 〔昭和五五年七月一六日環整九九号 厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知〕……………四七七一 ・合併処理浄化槽設置整備事業費及び特定地域生活排水処理事業費の国庫補助について 〔平成六年一〇月二〇日厚生省生衛九〇二号 （厚生事務次官通知）……………四八一一 ＊合併処理浄化槽設置整備事業費国庫補助金交付要綱……………四八一一 ・合併処理浄化槽設置整備事業及び特定地域生活排水処理事業に係る国庫補助基準額の改正について 〔平成一〇年四月九日衛浄九号 （厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）……………四八四一 ・ごみ処理施設構造指針の改正及び生活排水処理施設構造指針の策定について 〔昭和六一年八月一五号環一四四号 （厚生省生活衛生局水道環境部長通知）……………四九〇一 ＊生活排水処理施設構造指針……………四九〇一 ・廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設の性能に関する指針について 〔平成一〇年一月二八日生衛発一五七二号 （厚生省生活衛生局水道環境部長通知）……………五〇六五 ＊廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設性能指針……………五〇六六
--

・一般廃棄物処理施設整備補助事業の適正な執行について

(昭和六三年六月一日衛環八〇号)……………五〇七四

・し尿処理施設構造指針及び廃棄物最終処分場指針の改訂について

(昭和六三年六月二八日衛環八九号)……………五一〇一

＊し尿処理施設構造指針……………五一〇一

＊廃棄物最終処分場指針……………五一六九

・コミュニティ・プラント構造指針の改訂について

(平成二年一月衛環第二二六号)……………**節参照**

・平成五年度における産炭地域の特定事業、新産業都市建設及び工業整備特別地域の特定事業並びに首都圏・近畿圏及び中部圏の特定事業に係る補助率の引上げに伴う平成七年度廃棄物処理施設整備費補助率差額の国庫補助について

(平成七年八月二日厚生省生衛七〇三号)……………五二三一

・平成七年度環境衛生施設整備費等国庫補助事業に係る補助金交付申請において使用する主要資材単価、職種別賃金日額及び工事設計標準歩掛表等について

(平成七年六月一日日衛水一七〇号)……………五二三五

・リサイクルタウン事業の実施について

(平成一年一月九日生衛発一七五五号)……………五二三七

第一編 法令・通知編 目次

＊容器包装リサイクル分別収集先進的市町村支援事業実施要領……………五二三七

・容器包装リサイクル分別収集先進的市町村支援事業実施要領の取扱いについて

(平成一年一月九日衛環八七号)……………五二三九

・平成八年度廃棄物処理施設整備計画書の提出について

(平成七年九月二〇日衛環一九八号)……………五五〇一

・平成七年度廃棄物処理施設整備事業(新規事業)に係る技術審査の実施について

(平成七年六月一六日衛環一四二号)……………五五〇八

・廃棄物再生利用総合施設整備事業の実施について

(平成元年九月二九日衛環一四二号)……………五五五一

＊廃棄物再生利用総合施設整備事業実施要綱……………五五五一

・廃棄物処理施設整備費(指導監督事務費)の国庫補助について

(昭和四八年七月七日厚生省環四八〇号)……………五五八一

(2) 施設整備事業資金貸付関係

・廃棄物処理施設整備事業資金貸付金の貸付
けについて

〔昭和六十二年一月一六日厚生省生衛一〇三三〕
号
厚生事務次官通知……………六〇〇一

＊廃棄物処理施設整備事業資金貸付金貸付
要綱……………六〇〇一

・日本電信電話株式会社の株式の売払収入の
活用による社会資本の整備の促進に関する
特別措置法等に基づく無利子貸付の実施に
ついて

〔昭和六十二年一月一六日衛水一八七号〕
知
厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通
知……………六一二一

・廃棄物処理施設整備事業資金貸付金の取扱
いについて

〔昭和六十二年一月二〇日衛環一七三号〕
知
厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通
知……………六一二五

(3) 減量化・再生利用対策関係

・平成七年度廃棄物再生利用等推進費の国庫
補助について

〔平成八年一月九日厚生省生衛六号〕
厚生事務次官通知……………六三〇一

(4) 災害処理・復旧関係

・災害廃棄物処理事業費の国庫補助について

〔昭和五〇年二月一八日厚生省環一〇九号〕
厚生事務次官通知……………六五〇一

＊災害廃棄物処理事業費補助金交付要綱……………六五〇一

・廃棄物処理施設災害復旧費の国庫補助につ
いて

〔昭和五〇年二月一八日厚生省環一一〇号〕
厚生事務次官通知……………六五五一

＊廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要
綱……………六五五一

・災害廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処
理施設等災害復旧費補助金の取扱いについ
て

〔昭和五十三年一月二七日環整一四二号〕
厚生省環境衛生局水道環境部長通知……………六五八七

・総理府及び厚生省所管補助施設災害復旧費
実地調査要領

〔昭和五九年九月七日蔵計二一五〇号〕
……………六六三一

・厚生省所管補助施設災害復旧費実地調査に
ついて

〔昭和五九年九月七日事務連絡二二七号〕
……………六六三五

(5) その他

・環境衛生施設整備事業に係る工事請負契約
関係業務の適正化について

〔昭和五八年七月四日環水一〇七号・環整九三〕
号
厚生省環境衛生局水道環境部水道整備課長・
環境整備課長通知……………六九〇一

・環境衛生施設整備事業費国庫補助事業の適
正執行について

〔平成九年六月三〇日衛水一九七・衛環二〇七〕
号
厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長・
環境整備課長通知……………六九〇三

・環境衛生施設整備費（水道施設及び廃棄物処理施設）補助事業の適正執行について

（昭和五八年七月七日環計六五号）
厚生省環境衛生局水道環境部部長通知……………六九〇五

・環境衛生施設整備費補助金の適正執行等について

平成一〇年五月二六日衛水三九号・衛環四七号
厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長・環境整備課長通知……………六九〇七

・環境衛生施設整備事業の再評価の実施について

（平成一一年三月九日生衛発三五五号）
厚生省生活衛生局水道環境部部長通知……………六九二一

・環境衛生施設整備事業の再評価実施要領……………六九二二

・廃棄物処理施設整備事業の再評価の実施について

（平成一一年三月九日衛環二三号）
厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知……………六九二三

・廃棄物処理施設整備費国庫補助事業再評価実施細目……………六九二三

・工事の適正施行にかかる指導監督、検査の強化について

（昭和五五年六月一七日環整九一号）
厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知……………六九三二

・昭和五十四年度以降会計検査院実地検査照会実例……………六九三二

・一般廃棄物処理施設整備事業にかかる指導監督、検査の強化について

（昭和五七年一月二五日環整一八号）
厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知……………六九三二

・会計検査院実地検査照会事例……………六九三二

・平成七年度の地方債許可方針の運用について（抄）

（平成七年四月一八日自治地二一四号）
自治事務次官通知……………六九三七

・平成七年度の特別地方債及びこれに係る年金積立金還元融資の運用について

（平成七年五月二五日自治地一四三号・厚生省発年四三号・蔵理二〇四七号）
自治・厚生・大蔵事務次官通知……………六九四四

・下水道緊急整備事業助成補助交付要綱

（昭和五一年三月一日建設省都下公発九号）
建設省都市局長通知……………六九四六

・下水道緊急整備事業助成補助交付要綱の運用について

（昭和五一年三月一日建設省都下公発一〇号）
建設省都市局下水道部長通知……………六九八五